

千葉県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

令和六年八月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所	在	地	廃止年月日
ひろ消化器内科クリニック		市川市市川二の一の四			令和四年十二月三十一日
医療法人財団コンフォートコンフォート君津クリニック		木更津市畑沢南六の二六の三			令和五年三月三十一日

千葉県報

定例

令和6年8月20日

告示目次

生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止

救急病院の認定

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定

千葉県区における漁業の免許

国土調査の成果の認証（二件）

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（四件）

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

特定調達公告

入札公告

五

五

三

二

二

二

一

一

一

医療法人社団思いやりくぼたクリニック松戸五香	松戸市常盤平五の一七の一〇	〃
並木七丁目診療所	我孫子市並木七の一の三二	令和五年四月三十日
ニトリ歯科クリニック	松戸市日暮一の三の一	〃
ベル薬局一宮海岸店	長生郡一宮町一宮一〇、八四の九	〃
高橋皮フ科	流山市江戸川台東三の六二二の八五	令和五年五月三十日
我孫子つくし野病院	我孫子市つくし野一三一の一	令和五年五月三十一日
医療法人社団司健会市原健康クリニック	市原市東国分寺台一の一の一二	〃
あいざわキッズクリニック	鎌ケ谷市初富本町一の一の二四	〃
山田歯科医院	市川市新田四の一三の一四	〃
清水歯科クリニック	市川市行徳駅前一の二七の一九	〃
エンゼル薬局佐倉店	佐倉市王子台四の一七の三	〃
たかしん薬局匠瑤店	匝瑳市高野三三九の五	〃
医療法人白百合会 いすみこころのクリニック	いすみ市大原七、九五四の一	令和五年六月三十日

千葉県告示第四百二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和六年八月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所	在	地	認定の有効期限
キッコーマン総合病院		野田市宮崎一〇〇番地			令和九年八月十六日

千葉県告示第四百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

第 1 3 9 6 6 号				千	葉	県	報	令和 6 年 8 月 20 日（火曜日）			
千葉県告示第四百二十六号				漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特 定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第百八条 第二項に規定する要件に適合するものと認める。 なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和六年八 月二十四日から発生する。 令和六年八月二十日				ならない区域を次のとおり指定する。 なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十 八条第五項第十一号に該当する区域である。 令和六年八月二十日			
千葉県告示第四百二十七号				区域 鴨川市漁業協同組合の地区 漁業の区分 鴨川地区の主として一本釣り、突棒及びひき網を使用して営む小型合併漁業 鴨川地区の主としてさし網によっていせえびをとることを目的とする小型合 併漁業				千葉県知事 熊谷 俊人			
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和六年 八月二十日付けで千葉海区における区画漁業を次のとおり免許した。 令和六年八月二十日				千葉県知事 熊谷 俊人				一 指定する区域 富津市新富二五番の一部、三三番五の一部、三三番七の一部及び三三 番一三の一部（別図のとおり） 二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種 類 砒素及びその化合物 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種 類 砒素及びその化合物 （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）			
公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	千葉県知事 熊谷 俊人				千葉県告示第四百二十八号			
短区第一号	短区第一号	市川市塩浜一丁目一七番三 号	市川市漁業協同組合	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、令和六年八 月二十日次のとおり国土調査の成果を認証した。 令和六年八月二十日				千葉県告示第四百二十九号			
調査を行っ た者の名称				調査を行っ た者の名称				調査を行っ た者の名称			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			
成果の名称				成果の名称				成果の名称			
調査を行っ た地域				調査を行っ た地域				調査を行っ た地域			
調査を行っ た期間				調査を行っ た期間				調査を行っ た期間			

公 告		まで、平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十一日まで、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで及び令和二年五月二十六日から令和三年三月三十一日まで	の各一部）の地籍図及び地籍簿	の各一部の区域
大規模小売店舗舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年八月二十日		三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課		
一 届出の概要		大規模小売店舗舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アトレ松戸 松戸市松戸字亀井一、一八一番地五ほか		大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年八月二十日		
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号		大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年八月二十日		
3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社くまざわ書店 代表取締役 熊沢真ほか 東京都八王子市八日町一番一―号ほか		大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年八月二十日		
4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社くまざわ書店 代表取締役 熊沢真ほか 東京都八王子市八日町一番一―号ほか		大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年八月二十日		
5 変更年月日 令和五年九月十五日ほか		大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年八月二十日		
二 届出年月日 令和五年十二月十三日		大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年八月二十日から十二月二十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年八月二十日		

浦安市明海五丁目一番地一ほか

令和六年七月二十四日

第 1 3 9 6 6 号	
報 告	
県 庁	
千 葉 県	
令和 6 年 8 月 20 日（火曜日）	
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課 都市計画地区計画の関係図書の縦覧 令和六年八月二十日成田市の決定に係る成田都市計画地区計画下堀田地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十條第二項の規定により、千葉県土木整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和六年八月二十日 千葉県知事 熊谷 俊人	
特 定 調 達 公 告	
【この特定調達公告中に掲載される入札公告並びに、その中に掲げている特定調達に関する強要の適用を受けるものはない。】	
入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和6年8月20日 千葉県病院局長 山 崎 晋一朗	
1 入札に付する事項 (1) 購入等件名及び数量 画像情報統合管理システム 一式 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履行期限 令和7年3月31日 (4) 履行場所 香取市佐原イ2, 285番地 千葉県立佐原病院 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式にすることができる。 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。 (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。	
(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8665 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県病院局経営管理課経営企画戦略室 電話043（223）3967 (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/ (3) 入札説明書の交付期間 令和6年8月20日から9月6日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年10月1日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年10月1日午後5時 (5) 開札の日時及び場所 令和6年10月2日午前10時 千葉県庁南庁舎8階病院局会議室 4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 千葉県病院局財務規程（平成16年千葉県病院局管理規程第22号。以下「財務規程」という。）第135条の規定によるものとする。 イ 契約保証金 財務規程第126条の規定によるものとする。 (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県病院局長から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (4) 入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年9月6日午後5時 (イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。 イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提	

第 1 3 9 6 6 号		千	葉	県	報	令和 6 年 8 月 20 日（火曜日）
出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年9月6日午後5時 (イ) 提出場所 3 (1) に示す場所 (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県病院局長が判断した入札者であって、財務規程第140条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 (9) その他 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Image Information Integrated Management System (Iset) (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 1 October, 2024 (3) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Chiba Prefectural Hospitals Bureau, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8665 Japan TEL 043-223-3967						
第 1 3 9 6 6 号		千	葉	県	報	令和 6 年 8 月 20 日（火曜日）